



熊本県ホワイト物流推進支援金のご案内

「ホワイト物流」推進運動に取り組む 貨物運送事業者の皆様を支援します

申請期間：令和6年(2024年)1月29日(月)から2月21日(水)まで

交付対象者

※ 申請に必要な書類等は、熊本県ホームページをご確認ください

次の①及び②の要件をいずれも満たす事業者

- ① 令和6年1月1日時点で、貨物自動車運送事業 又は 第二種貨物利用運送事業 を熊本県内で営んでおり、引き続き、事業継続の意思がある事業者
- ② 国の「ホワイト物流」推進運動に参画し、物流の効率化に向けて荷主事業者と連携して取り組んでいる事業者（裏面を参照）

交付額

交付対象となる車両の種別に応じて定額

- <普通・小型貨物自動車> 1台あたり 5万円
<軽貨物自動車> 1台あたり 1万5千円

1事業者当たり
交付上限額

100万円

交付対象車両

次の①及び②の要件をいずれも満たす車両

- ① 令和6年1月1日時点で、熊本運輸支局に登録又は届出されている車両
- ② 熊本県内の営業所が保有し、有効な自動車検査証の交付を受けている車両

※ 電気自動車、霊柩車、被牽引車及び原動機付き自転車を含む自動二輪車は除く

申請方法

熊本県ホームページから電子申請

熊本県 ホワイト物流推進支援金



<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/193681.html>



問い合わせ先

コールセンター

096-342-6377

受付時間 9:00~17:00
(土曜・日曜・祝日を除く)

※ 車両の台数等によっては、電子申請後、車検証等の一部書類を郵送していただく場合があります

<送付先> 〒860-0808 熊本市役所内郵便局留
熊本県ホワイト物流推進支援金事務局 宛

「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行い

物流の効率化に向けて取り組んでいただくことが必要です

自主行動宣言のイメージ

「ホワイト物流」推進運動 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
				運輸業	

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、……………

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、……………

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、……………

No.	分類 番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	取引先や連携する物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、付帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	B ①	運送契約の書面化の推進	運送契約の書面化を推進します。
3	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する取引先や連携する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。

自社で取り組む項目(任意)は様々なものが考えられますが、本支援金の交付にあたっては、少なくとも上記の3つの項目のうち2つ以上を宣言し、その内容に具体的に取り組んでいることが条件となります

PR欄

自主行動宣言の手続方法

自主行動宣言の様式や提出方法等、詳しくは

「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトをご参照ください
(URL <https://white-logistics-movement.jp>)

注意事項

支援金の申請を行うにあたっては、車検証や経営許可書(届出書)の他、

○ 自主行動宣言書 (写し)

○ 自主行動宣言を受け付けた旨の事務局からのメール (写し) が必要です

